



2020オリパラ後を見据えた東京の都市づくりについて ～居心地の良い首都圏の形成に向けたまちづくりとは～

第1回 今後の市街地整備のあり方に関する検討会 資料

2019年9月12日

(公財) 東京都都市づくり公社 区画整理部 松本 香澄

説明の流れ

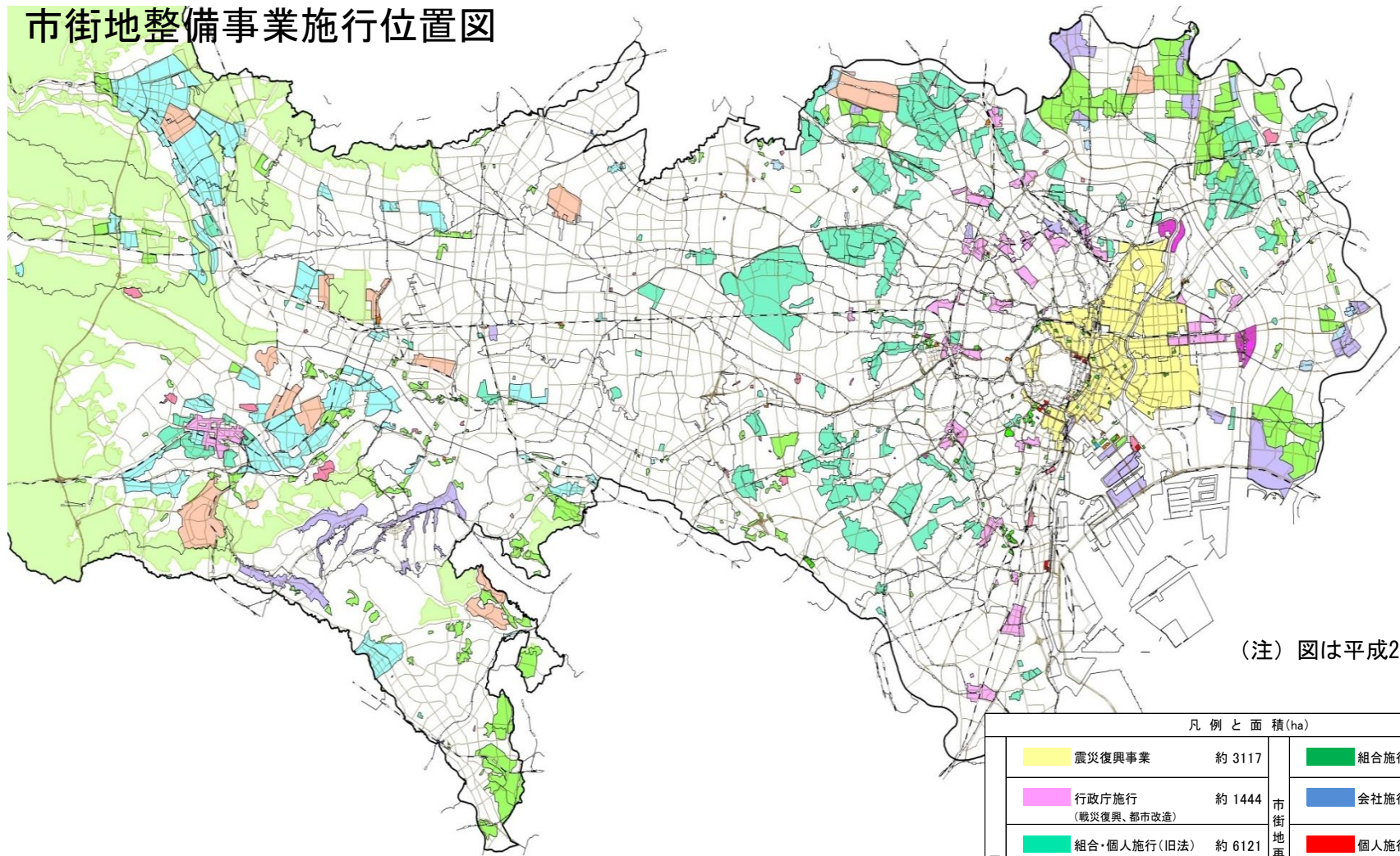
1. はじめに ～東京都と 東京都都市づくり公社について～
2. 「『居心地が良く歩きたくなるまちなか』からはじまる都市の再生」に向けて
～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～は可能か？
3. 東京におけるこれまでの街づくりの取組み
4. 2020オリパラ後の東京のまちづくり
5. これからの市街地整備のポイントとは ～実務から得られた知見 他



1. はじめに～東京都と東京都都市づくり公社について

(参考) 東京都の市街地整備事業の実績

市街地整備事業施行位置図



(注) 図は平成27年12月現在

- これまで、土地区画整理事業により約2万3千haを整備、市街地再開発事業により約550haを整備(施行中含む)
- 市街化区域(約11万ha)のうち約2割に相当

凡例と面積(ha)				
区 画 整 理 事 業	震災復興事業	約 3117	組合施行	約 235
	行政庁施行 (戦災復興、都市改造)	約 1444	会社施行	約 4
	組合・個人施行(旧法)	約 6121	個人施行	約 53
	組合施行	約 4362	市施行	約 9
	個人施行	約 279	東京都施行	約 200
	東京都施行	約 1846	機構施行	約 46
	区市町村施行	約 3919	市街化調整区域	
	機構・公社施行	約 1922		

1. はじめに ～(公財)東京都都市づくり公社の紹介

■ 設立経緯 (昭和36年7月)

昭和31年 首都圏整備法制定 (首都圏の秩序ある発展を目指す)
昭和33年～ 八王子市・青梅市等が市街地開発区域に指定



昭和36年 財団法人 東京都新都市建設公社として設立

【目的】

都市の総合的整備及び地域開発を促進することにより、良好な都市環境の実現を図り、併せて首都東京の秩序ある発展に寄与する

平成25年 公益財団法人へ移行 名称を「東京都都市づくり公社」に変更



1. はじめに (公財)東京都都市づくり公社の紹介

公社が果たすべき役割

公社のこれまでの実績

- ・ 土地区画整理事業
- ・ 再開発事業への参画
- ・ 道路事業の用地買収
- ・ 下水道事業
- ・ その他資産活用

**行政目的を
達成するための
支援**

東京都

特別区

市町村

その他公的団体

平成31年4月1日 東京都の「政策連携団体」の指定



2. 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生の実現に向けて

～都市におけるイノベーションの創出と人間中心の豊かな生活の実現～
は本当に可能か？

2. 居心地が良く歩きたくなる街とは？ ～世界的ではどうか

海外の事例



グラン・プラス@ブリュッセル

2. 居心地が良く歩きたくなる街とは？～日本で考える

日本の都市の場合・・・



2. 居心地が良く歩きたくなる街とは？～東京で考える

東京の場合・・・



新橋駅前広場

〔東京の特徴〕

- ・人の数の多さと多様性が共存
- ・民間投資が共鳴しやすい
- ・日本の首都としては、
ある意味オンリーワン
- ・多様な人々が集い、出会い、
交流する可能性が高い！

〔東京の地域課題〕

- ・国家存続を左右する
地震時の安全・安心確保の重要性
- ・日本の玄関口としての
国際都市としての格
- ・木造密集地域の存在と
燃えないまちづくり

2. 居心地が良く歩きたくなる街をめざして

①まちなかへ多様な人を集める。

②官民のパブリックな空間をウォークブルな人中心の空間にする。

③量に加え、交流・滞在など活動の質も重視する。

④官か民かではなく、中間領域（空間、組織）を活用する。

⑤仮説・暫定利用、実験などLQCアプローチに力を込める。

東京で何が必要か 何をすべきか 何ができるか

⑥完成・成熟を求めず、育成・更新を続ける。

⑦多様性を共存させる。

⑧場所性や界隈に根差し、本物のオンリーワンが生まれる。

⑨ゆるやかなプラットフォームで、ビジュアル、実験結果、データを共有する。

⑩フィジカル空間にサイバー空間を融合させていく。

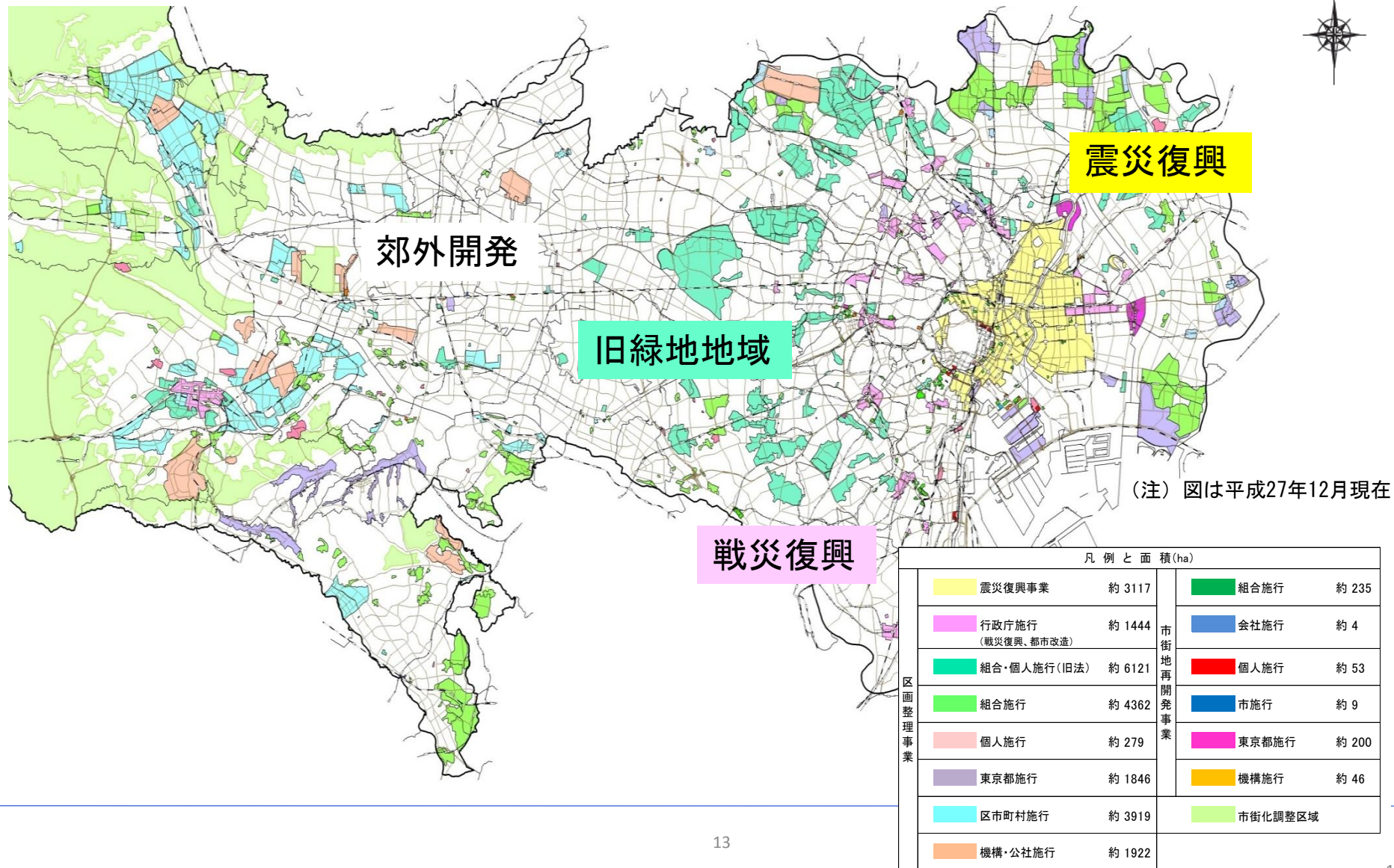
国交省「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の「10の構成要素」より



3. 東京におけるこれまでの街づくりの取組み

3. 東京におけるこれまでの事業実績

市街地整備事業施行位置図



(参考) 都が市街地整備において果たしてきた役割

終戦後は、**交通の要衝や都民生活の中心等**において、戦災復興区画整理事業や都市改造区画整理事業を実施。

昭和40年代以降は、**広域的かつ重要な公共施設の整備を伴うもの、首都東京の活性化に資するもの、又は都市災害や環境改善のために緊急を要するもの**を中心として、公共性が高く、民間では実施が困難な地区について、都施行で実施。

戦後の都施行事業の変遷



○土地区画整合法制定(S29)

○新都市計画法制定(S43)

○都市開発法制定(S44)

戦災復興 32地区 約1233ha
 新宿駅付近、渋谷駅付近、池袋駅付近等

都市改造 12地区 約211ha
 東京駅八重洲口、西大崎、高田馬場駅、平井駅 等

既成市街地 12地区 約362ha
 池袋北、四葉、田端四丁目付近、田端、上沼田第一、花畑北部、六町、西瑞江、瑞江駅南部、瑞江駅西部、篠崎第一、篠崎駅東部

多摩ニュータウン 7地区 約628ha
 多摩(第一工区)、多摩(第二工区)、小野路第一、小野路第二、小野路第三、由木、相原・小山

大規模跡地等 6地区 約657ha
 舎人、葛西沖、西国分寺、新砂、秋葉原、汐留

臨海部 3地区 約199ha
 晴海四、五丁目、豊洲、有明北

オリバラ関連
 霞ヶ丘町付近
 (神宮外苑)

市街地改造

市街地改造
 2地区約3ha

市街地再開発

防災関連 3地区 約175ha
 白鬚東、亀戸・大島・小松川、白鬚西

都市施設整備 6地区 約25ha
 西大久保、飯田橋、赤羽北、北新宿、環状第二号線新橋・虎ノ門、大橋

オリバラ関連
 晴海五丁目西
 (選手村)

(注1)色はP7の施行位置図参照 (注2)事業期間について、区画整理:事業計画決定～換地処分公告、再開発:事業計画決定～完了公告(注3)都市改造、市街地改造:戦後の高度経済成長に伴う社会情勢の変化の中での新しい都市発展に対処するため、鉄道の主要駅周辺などで幹線道路や駅前広場の整備を中心とした市街地整備

3. 東京における街づくりの事例

1) 拠点整備型開発事業

- ① 渋谷駅・② 品川駅・③ 新宿駅・・・現在施行中・検討中
- ④ 連鎖型区画整理・・・大手町地区

2) 重要な公共施設整備に係る事業

- ① 高速道路ジャンクション整備と同時施行・・・大橋地区
- ② 立体道路制度活用・・・環状2号線地区

3) 従来宅地開発型

- ① 事業の長期化により権利関係が輻輳・・・中神地区

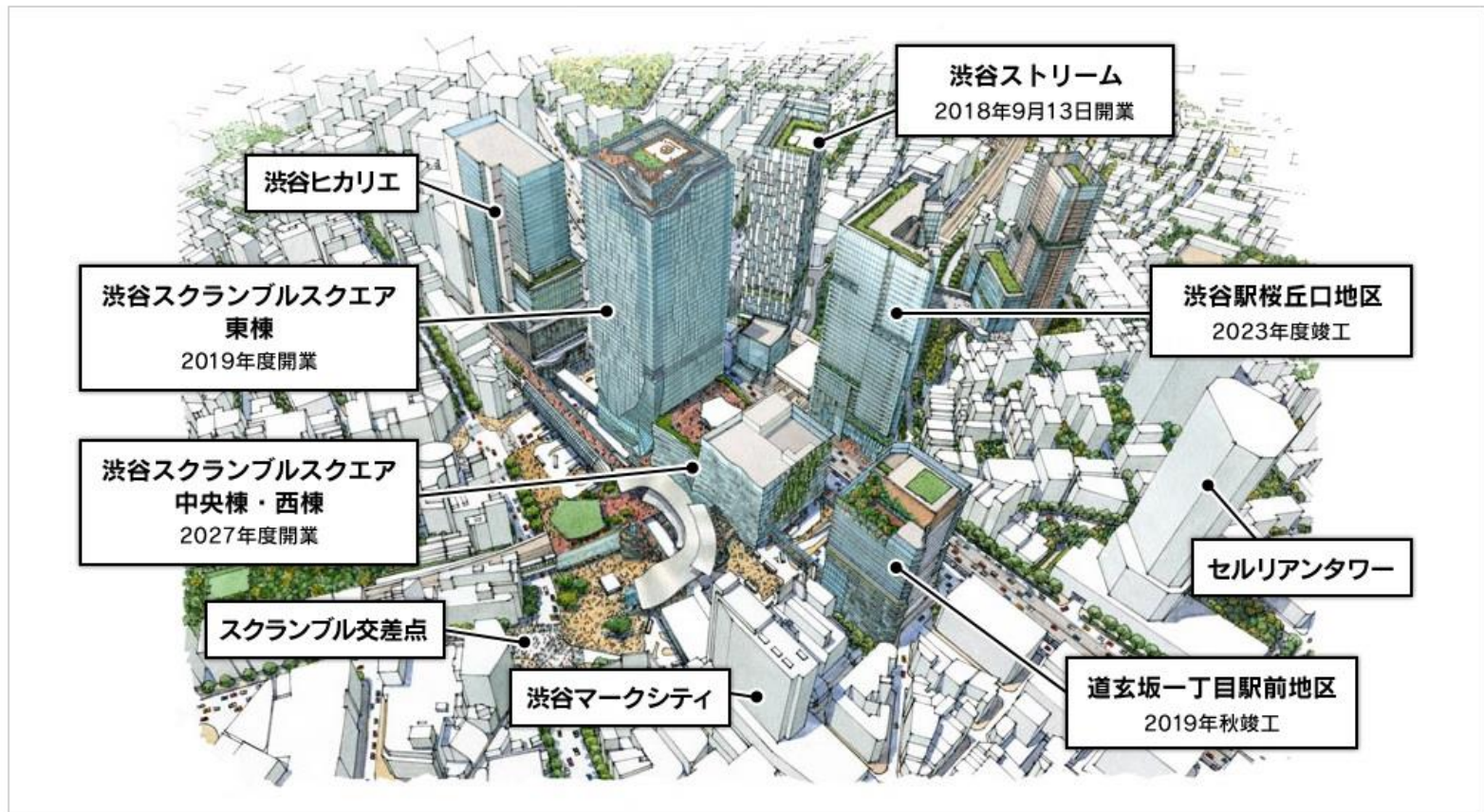
4) 換地手法を活用したまちの再生

- ① 道路事業の補完・・・環4高輪地区
- ② 木密地域の解消に向けて・・・東池袋地区
- ③ 地籍整備型・・・篠崎駅前地区
- ④ 立体換地活用検討中・・・小岩駅南口地区

3. 東京の事例：1) 拠点整備型開発事業①

① 渋谷駅周辺地区

駅周辺中心地区の将来図



3. 東京の事例：1) 拠点整備型開発事業②

②品川駅周辺地区

■イメージパース

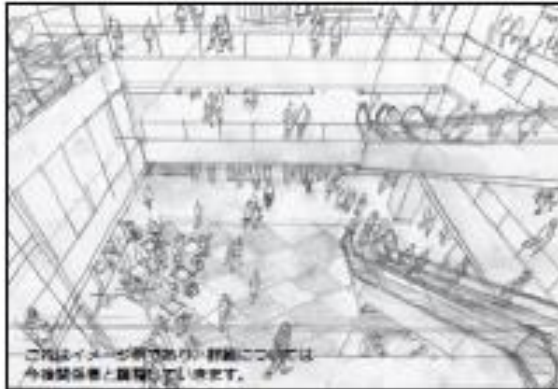
芝浦港南地区（東側）から計画地方面（北西側）を望む。



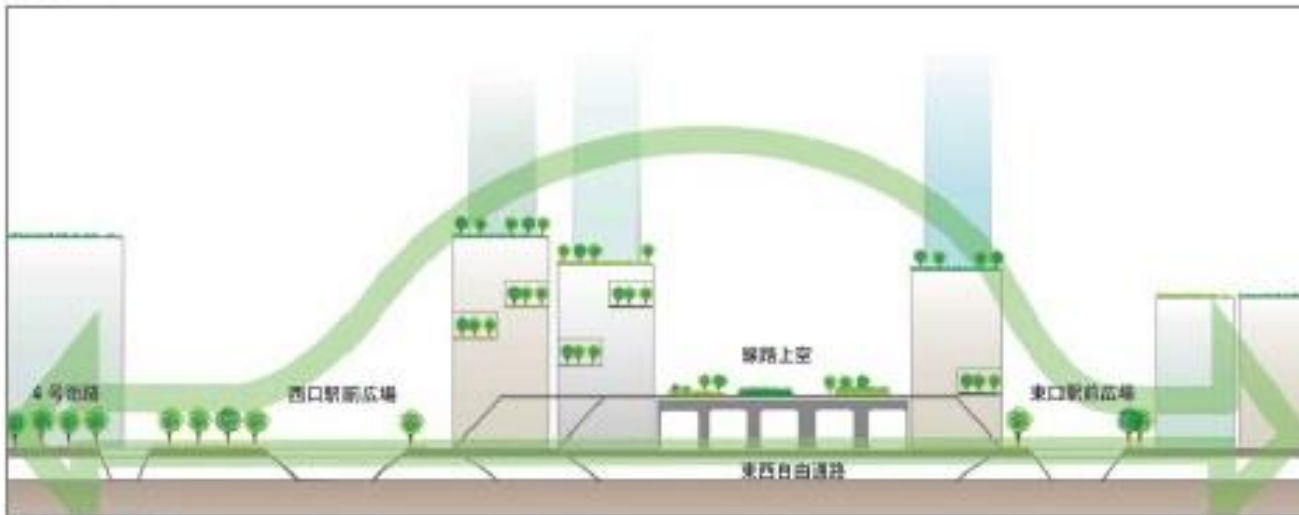
品川開発プロジェクト（第I期）の概要

3. 東京の事例：1) 拠点整備型開発事業③

③新宿駅周辺地区



▲ターミナルシャフトを備えた視認性の高い連携空間のイメージ



▲豊層的なみどりのイメージ

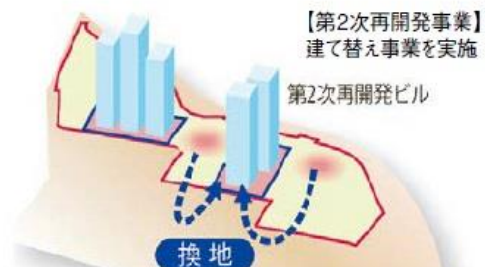
3. 東京の事例：1) 拠点整備型開発事業④

④ 大手町連鎖型都市再生プロジェクト

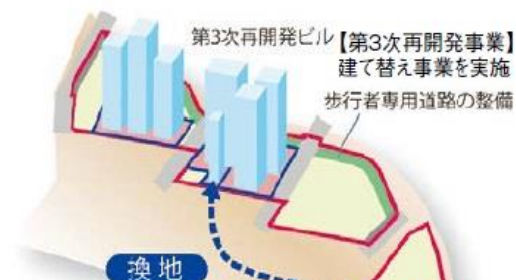


【第1次再開発事業】
建て替え事業を実施

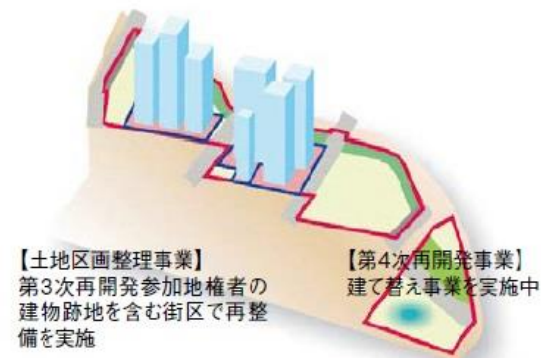
【土地区画整理事業】
建て替えを希望する地権者の土地を合同庁舎跡地に集約換地



次に建て替えを希望する地権者の土地を1次再開発参加地権者の建物跡地に集約換地



【土地区画整理事業】
連鎖型都市再生を継続するため事業区域を拡大(常盤橋街区)し、第2次再開発参加地権者の建物跡地に換地

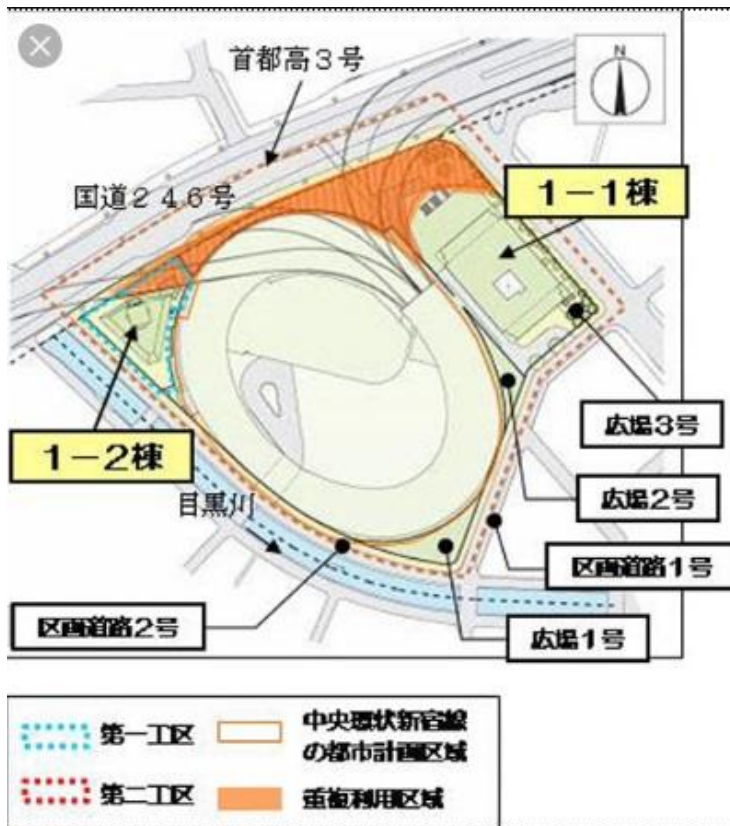


【土地区画整理事業】
第3次再開発参加地権者の建物跡地を含む街区で再整備を実施

- 建物の建て替え需要と
公有地活用の成果
- 時間軸でタイミングを
図ることができる街づくり

3. 東京の事例：2) 重要な公共施設整備型の事業①

①大橋地区再開発事業（東京都施行）



大橋ジャンクションの整備が急務

：首都高速中央環状線と東名高速道路の交差箇所

- ・東急バス車庫跡地を活用
- ・大橋ジャンクションの整備と地域住民が住み続けられる街づくりを再開発事業で実現

国・都・首都高の合意から

1年で都市計画決定

2年で再開発事業決定 を実現

3. 東京の事例：2) 重要な公共施設整備型の事業②

②環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業

再開発事業と街路事業の協働まちづくりによる地区内での生活再建が可能

立体道路制度を活用して
環状第2号線の整備を実現



施行前 (H15)



施行後 (H29)



◆様々なまちづくりの効果が発現・拡大

- 賑わい・交流づくり 広幅員歩道、Ⅲ街区（虎ノ門ヒルズ）の公開空地及びホテル・カンファレンスによる国際交流拠点の形成 等
 - 片側約 **13m**の歩道、Ⅲ街区の公開空地**6,000㎡**の創出
- 地区活力の向上 幹線道路の整備による沿道開発の誘発 等
 - 東京メトロ日比谷線新駅工事、Ⅲ街区を軸に**3つの開発が進行中**
- 環境・アメニティの向上 グリーンロード・ネットワークの形成によるシンボル空間の形成 等
 - 四季折々に感じられる街路樹、二列植栽
- エリアマネジメント活動 地元（住民、事業主、地権者）による主体となる協議会及び法人化
 - 清掃、オープンカフェ、イベント等



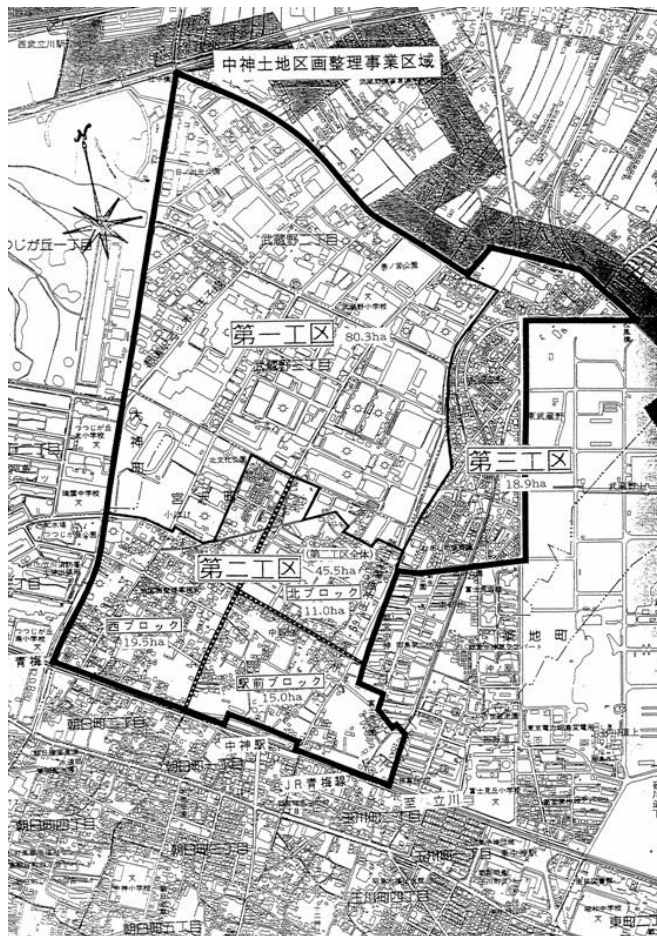
▲広幅員の歩道



▲旅する新虎マーケット

3. 東京の事例：3) 従来の宅地開発型開発事業

昭島市中神地区土地区画整理事業（昭島市施行）



昭和35年 都市計画決定
昭和39年 事業認可
昭和51年 工区分割
昭和62年 第一工区換地処分公告

事業の長期化で権利関係がさらに複雑化
⇒ 所有者不明土地の対応が不可欠
空き家・空き地対策の推進

昭島市計画中神地区区画整理事業（第二工区）
建築基準法第四十二条一項四号指定道路・区画道路計画図
（昭和四十六年十一月十五日・東京都告示一六二六号）



昭島市HPより

3. 東京の事例：4) 換地手法を活用した街の再生①

①環状四号線高輪区間におけるまちづくり

■ 環状第4号線の全体図

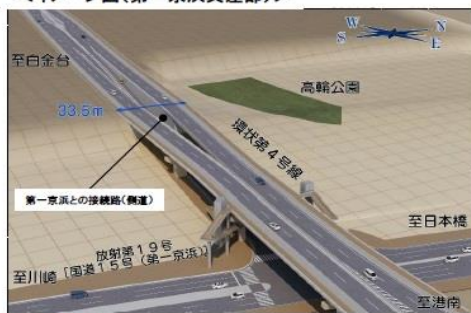


- ・重要な公共施設である **環状4号線**の用地確保に向けまちづくり手法を提案し、地権者と現在調整中

<平面図>



<イメージ図(第一京浜交差部)>

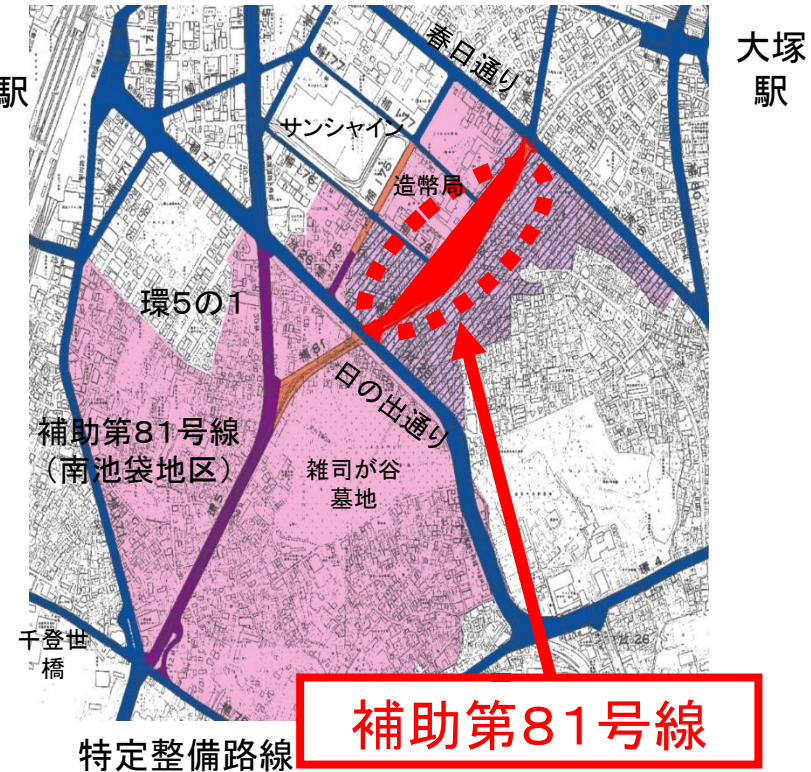


- ・沿線に存する **国有地(議員宿舎跡地)**を活用し、住み続けられるまちづくりを模索中

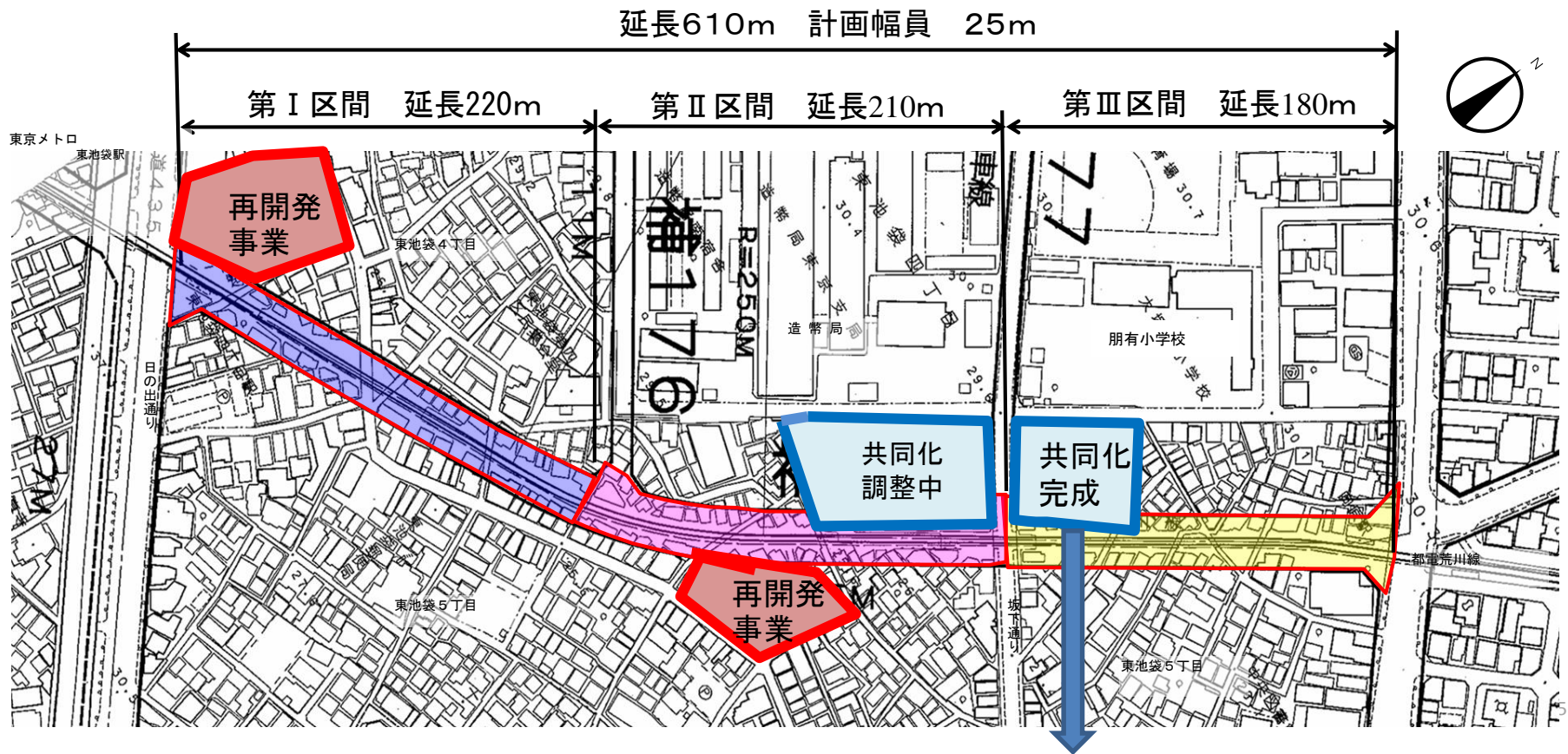
※この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1/2,500)を使用(28都市基交第397号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
 ※この図面は平成24年度に実施した航空測量を基に作成されているため、現在の土地利用が反映されていない部分があります。
 ※現況測量範囲は、現場の状況により実際の測量範囲と異なる場合があります。

3. 東京の事例：4) 換地手法を活用した街の再生②

②東池袋地区の概要



(参考) 東池袋地区における共同化事例



(参考) 東池袋地区における共同化事例 E街区の紹介

当地区において、都市計画道路補助第81号線の用地買収とあわせて、以下のような**代替床施設整備事業**などの沿道まちづくりを進めています

【代替床施設整備事業】

目的: 都市計画道路補助第81号線の整備で
移転をされる方の代替床を確保

手段: 取得した都有地を活用
9名の周辺地権者との
共同化を図った
(等価交換方式の
共同住宅の建設を実施)

完成: 平成22年7月



【東池袋地区代替床整備事業】

・共同地権者数	9名
・建築物概要	
敷地面積	約860㎡
内、公社取得地面積	約400㎡
地権者所有面積	約460㎡
容積対象延床面積	約3,420㎡
建蔽率	約62%
容積率	約400%
構造等	鉄筋コンクリート造10階
用途	住宅56戸
内 等価交換床	12戸
代替床	9戸
総事業費	約15.8億円

3. 東京の事例：4) 換地手法を活用した街の再生③

③西篠崎地区土地区画整理事業（地籍整備型）

地籍混乱地域の状況



- ・登記所の備付地図と現状が大きく相違しており、土地の売買や担保設定等についての制限、建築確認が下りないなどの問題が生じていた
- ・地籍整備型土地区画整理事業により換地手法を活用し、登記所の備付地図と現況を一致させた

【地籍整備型区画整理】

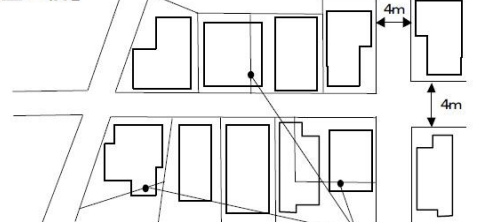
事業計画で4m道路整備を位置づけ

換地線でセットバック部分を明確化
(建物は自主建替えるまでそのまま)

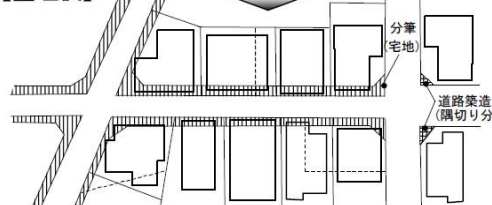
地区計画等で都市施設を担保

区画整理完了（換地処分登記）

【整理前】



【整理後】



- ・その結果、土地の売買や建築行為が可能となり、公共事業の推進に寄与した

出典：玉野コンサルタントHP

3. 東京の事例：4) 換地手法を活用した街の再生④

④江戸川区南小岩七丁目地区 (区画整理 + 再開発)



・JR小岩駅の南口において
区画整理事業と再開発事
業の一体施行を調整中

・地権者は、換地を受け取る
以外に、再開発ビルに入る
選択もできる

この場所で「立体換地」を検討中

- ・事業区域内に住む権利者は高齢者が多い
↓
工事に伴い必要となる転居や手続きなどの負担を軽減し、
事業期間を可能な限り短縮する方策として
立体換地制度の活用が浮上した

出典：江戸川区HPを一部加工

3. 東京における街づくりの取組み事例：まとめ^{私見}

高度成長期以来、積み上げてきた官民の資産・資本を、
東京は最大限に活用できているのか？！

- 引き続き、拠点整備型事業は進めていく必要あり
- 木密地域における密集市街地ならではの解決手法をもっと突き詰める必要あり
- 都市部の限られた空地进行を有効活用するため
立体的な土地の活用はかせない
- 長期化している事業を、今後いかにして解決していくか
- 次々と新しく発生する課題に対して適時適切に対応できているか



リニアモーターカー2027開業へ

4. 2020オリパラ後の東京のまちづくり

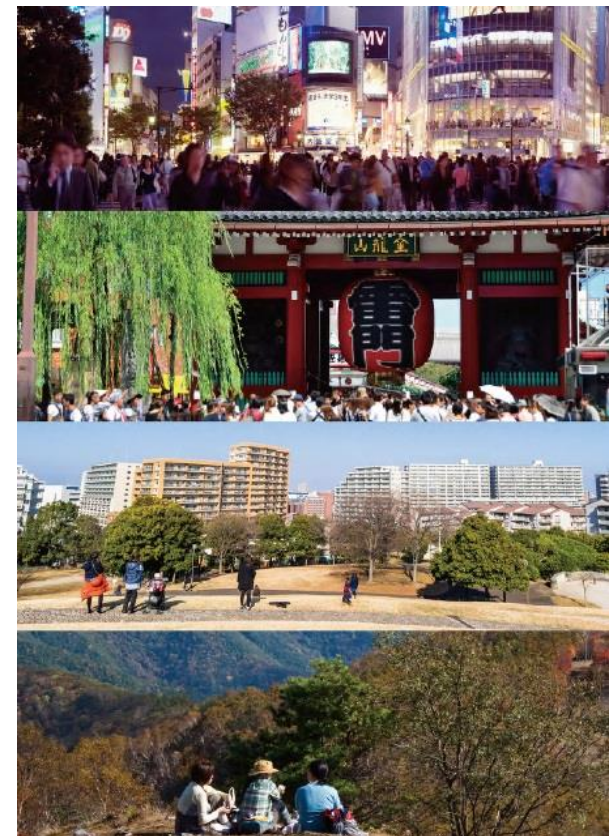
2018「都市づくりのグランドデザイン」の発表

「活力とゆとりのある高度成熟都市」 ～東京の未来の創ろう～

2040年代に向けた
東京の都市づくりの
目標を設定

高齢化社会の到来
住宅開発の限界
を明記！！

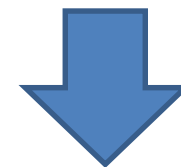
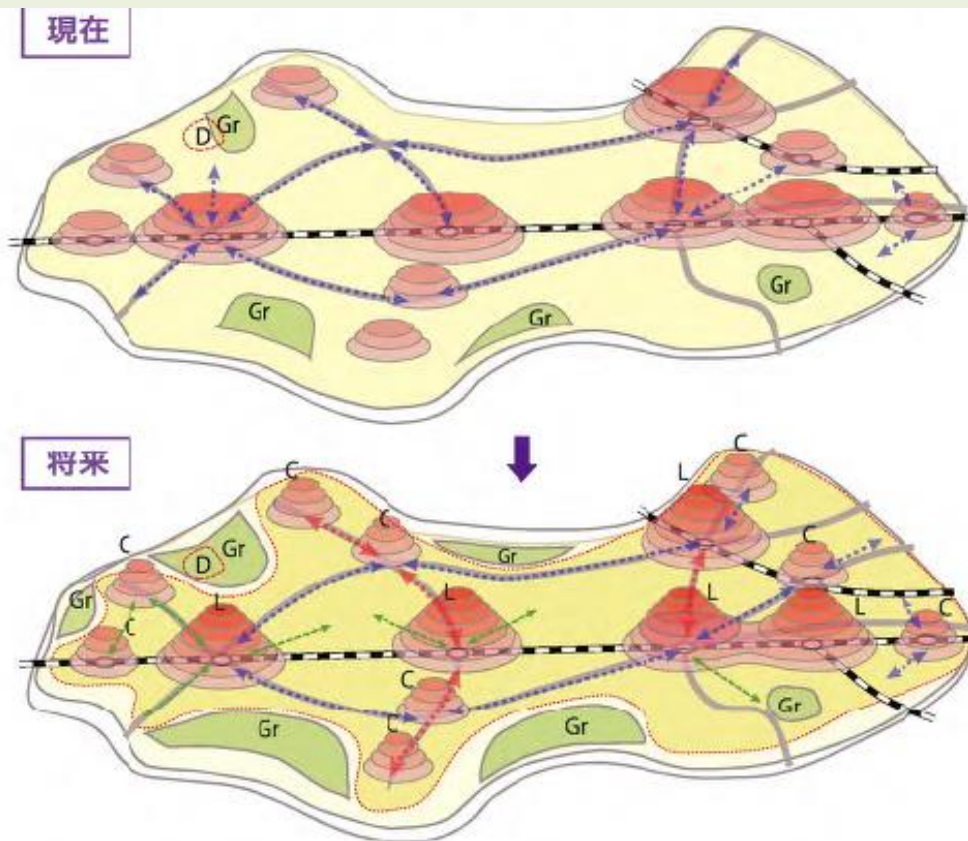
2020オリパラ後の
東京の都市づくりの
指針



「都市づくりのランドデザイン」の実現に向けて

集約型地域構造への再編へ

- ・今後、**少子高齢化や人口減少が進行する**中においても、
- ・技術革新の成果や人々の意欲的な取組みにより、
- ・一人当たりの労働生産性を高め、効率的な公共インフラの維持更新を行うなど、都市経営のコストの効率化を図り、
- ・身近な地域で、誰もが活動しやすく、快適に暮らすことのできる環境を実現することが必要



都市機能を
適正に配置する

地域の魅力の
中心となる場を作る

「都市づくりのランドデザイン」の実現に向けて (具体策)

＜新規地区の事業化＞

- ・環四高輪地区
- ・上石神井地区
- ・新宿地区 ・有楽町地区など

＜安全・安心の更なる充実＞

- ・防災都市づくりの加速
- ・魅力的な移転先の整備 など

＜まちづくりの機会を捉えた 無電柱化の推進＞

防災生活道路を軸とした取組
区画整理等を通じた取組
など

＜多摩地域のまちづくり＞

- ・多摩ニュータウンの再生
- ・基盤整備に合わせた
市街地整備事業の推進 など

＜まちづくりを支援する取組＞

- ・エリアマネジメントの推進
- ・大街区化の推進 など

これからの東京の都市づくりの課題

- 1) 災害に強い街づくり・木造密集地域の解消
- 2) 既存住宅地・住宅団地の再生
- 3) 事前復興のまちづくり

密集市街地

住宅団地再生計画



さびれた商店街



木造住宅密集地域の状況について

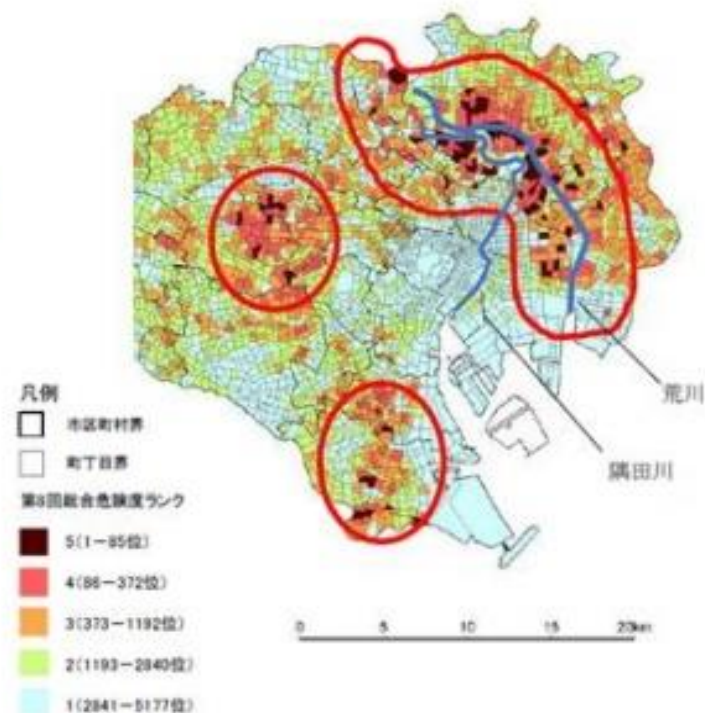
- ・ 戦後復興期から高度経済成長期において、都市基盤が十分整備されないまま市街化・高密度化が進行し、木密地域が形成された。
- ・ 道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどにより地域危険度が高く、地震火災などによる大きな被害が想定される。



- ・ 狭小敷地や道路に接していない敷地が多いことや、狭あい道路や行き止まり道路が多いこと、高齢化の急速な進展等によって、建替えが進みにくい状況
- ・ 街路事業や開発の際には、地域コミュニティの継続等により現地残留の希望が高い



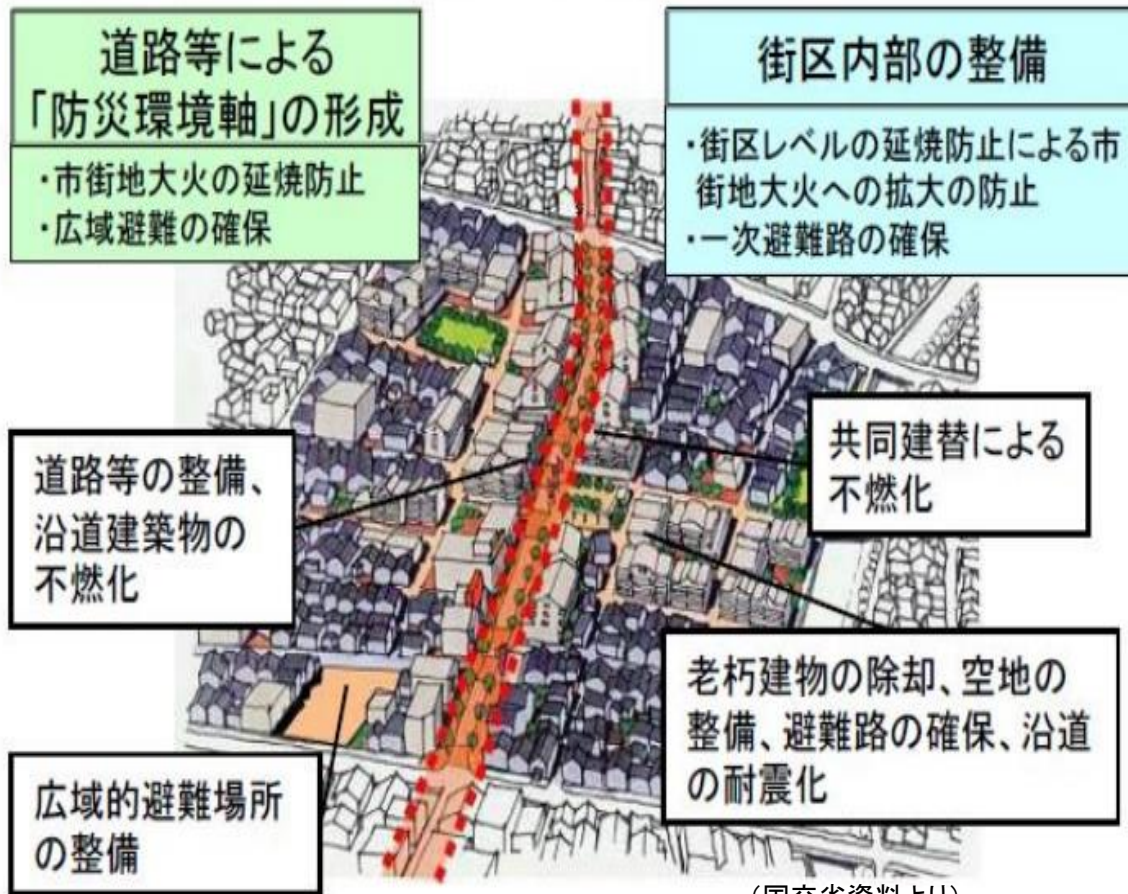
図：木造住宅密集地域内の状況



(出典：東京都「防災都市づくり推進計画(改定)(平成28年3月)」
「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第8回)(平成30年2月)」
「東京都の防災都市づくり(平成29年4月)」)

1) 災害に強いまちづくり～沿道まちづくり事業の概況

《密集市街地の整備イメージ》



これまでの方策でも
成果を上げてきた



さらに精度を高めるために

・地区の特性を生かした
整備手法の採択

・成果を見える化
⇒スピード感を持った
対応へ

気

時

2) 既存市街地・住宅団地の再生に向けて

東京都住宅政策審議会の答申（2016年（平成28年））

「人口減少社会を見据えた住宅政策の基本的考え方」

子供から高齢者まで
「生涯にわたる
都民の豊かな
住生活の実現」

人口減少期においても
「まちの活力・住環境の
向上と持続」



2) 既存市街地・住宅団地の再生に向けて

東京都住宅政策審議会の答申（2016年（平成28年））

目標実現に向けた「3つの着眼点」・・・実現と持続

1. 既存ストックの有効活用

- ・住宅ストックは量的に充足
- ・集約型地域構造への再編が重要

⇒ 既成市街地での良質な住宅ストックの形成と、既存ストックの再生・有効活用を重視した施策の展開

2. 多様な主体・分野との連携

- ・住宅ストックの9割以上は民間住宅
- ・住宅の供給・流通などや関連分野では、多様な事業者・NPO等の役割が重要

⇒ 多様な主体・分野と連携

3. 地域特性に応じた施策の展開

- ・区市町村や、住民の役割が重要
- ・住宅市場の環境整備、区市町村への支援等に重点的に取り組むべき

⇒ 地域間バランスに配慮しつつ、施策分野や地域ごとにメリハリのある対応が重要



3) 都市の事前復興

首都直下地震などで被災した場合に、速やかな都市の復興を実現するため、行政や地域住民が復興対策の手順や進め方、復興の目標像を事前に検討・共有しておく取組み



帝都復興図

■ 都市復興に係る事前計画

あらかじめ行政と都民が震災復興時の都市づくりのあり方を共有しておくことによって、合意形成を円滑にする

■ 執行体制の整備

いざというときに、とるべき行動や施策をあらかじめ検討しておくことによって、協働・連帯を強化する



3) 都市の事前復興

首都直下地震などで被災した場合に、速やかな都市の復興を実現するため、行政や地域住民が復興対策の手順や進め方、復興の目標像を事前に検討・共有しておく取組み



女川の復興まちづくり



■ 実務能力の向上

職員を対象とした各種訓練を実施することによって、都市復興プロセスを習熟するとともに、都市復興パターンを蓄積する

■ 都民への普及啓発

都民向けのイベントの開催により、都市復興プロセス等について、都民への普及啓発を図る



5. これからの市街地整備のポイントとは(私見)

(実務から得られた知見等)

5. これからの市街地整備のポイント（私見）

まずは

これからの都市の課題解決に直結する街づくりの実践

- ・交通ネットワーク整備とのさらなる連携・・・鉄道・高速道路その他
- ・木密地域における換地手法活用の理解
・・・スピード感や実効性との両立は？
- ・空き家・空き地解消施策との連携
- ・新しい時代にマッチした多様なコミュニティの形成に資する支援
- ・都市の緑をいかに確保できるか

5. これからの市街地整備のポイント（私見）

●高度成長期以来、積み上げてきた資産・資本を活用

【建物建替え需要に合わせた
地域の再整理のチャンスを生かす】

・・・機

●高齢化に伴う住まい方の変化に対応
⇒住宅団地から駅前居住へ

●大規模ニュータウンの再生へ（例：多摩ニュータウン）
⇒廃止施設の活用・用地の転用等



⇒ タイミングをのがさない判断の重要性

・・・予算の確保・支援策の実現 等

5. これからの市街地整備のポイント（私見）

●住民との協働・基礎的自治体との連携がポイント！

【地域特有の事情を理解する】……

気



●地域住民・行政関係者の

地域に対する理解力・読解力

⇒地域の将来像（イメージ）の共有

●行政や地域住民を補完する立場の専門家が有用

●キーマンの必要性（地域にも、行政側にも）

⇒ まちづくり人材育成の重要性

……研修の実施・相互派遣の実践 等

5. これからの市街地整備のポイント（私見）

- 住民との協働・基礎的自治体との連携がポイント！

【時間の流れを踏まえ適切に対処】・・・

時

- 期限を見定めた事業推進

⇒予定通りいかないときこそ

十分な情報提供

- 事業中のタイムラインの認識

⇒道路整備と共同化ビル建設の

工事工程管理等

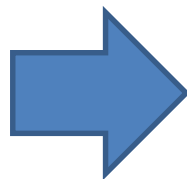


⇒ **時間軸を踏まえたまちづくり推進の重要性**

・・・事業の立ち上げから エリアマネジメント・まち育てまで
トータルコントロールの継続 等

5. これからの市街地整備のポイント（私見）

4次元のまちづくり
(平面⇒立体⇒時間管理)



これからの
市街地整備が
目指す先の先

- ・多様性を包含
- ・引張るリーダー
- ・支える体制

Society5.0の実践



※ 内閣府HP「Society5.0」より

SDGsへの貢献

● 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

1 貧困 あらゆる場所にあるあらゆる形態の貧困を根絶すること。

2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を促し、持続可能な農業を促進する。

3 健康と福祉 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4 質の高い教育 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5 ジェンダー平等 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児童の能力強化を行なう。

6 水と衛生 すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7 エネルギー すべての人の、安んずかつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

9 インフラ、産業化、イノベーション 持続レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10 不平等 国内及び国際間の不平等を是正する。

11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)な持続可能な都市及び人間居住を實現する。

12 持続可能な消費と生産 持続可能な消費と生産形態を確保する。

13 気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14 海洋資源 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応ならびに土壌の劣化防止・回復及び生物多様性の損失を防止する。

16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを確保し、あらゆるレベルにおいて包摂的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

ご清聴ありがとうございました



出典：都市づくりのグランドデザイン